熊谷市債権管理条例（案）に対する意見及び市の考え方

1　意見募集期間

令和４年６月２３日（木曜日）から令和４年７月２２日（金曜日）まで

2　意見の提出者数及び意見の件数

提出者数　　３名

意見の件数　　８件

3　意見の概要及び市の考え方

該当箇所	意見の概要	市の考え方
Ｐ３ １．目的	条例の目的の中に「滞納している市民の生活実態を総合的に把握し、市民支援のきっけかにする。」旨の文言を入れるべきと考えます。 条例の目的は債権を減らし、徴収を効率化するだけではないはずです。単に収入が低いために払えないというだけでなく、病気、障害、倒産など、滞納をきっかけに市民一人一人が抱える困難が見えてくるのではないでしょうか。	本条例は熊谷市の債権を適正に管理することを目的として制定するものですので、敢えて、「市民支援等」の文言を入れる考えはありませんが、条例に基づく債権管理を行う中で、滞納原因や生活状況、納付資力を把握することにより、個々の事情に応じて適切に対応します。
Ｐ３ １．目的	目的に市民生活を支援するを加入する。 特に強制徴収公債権の徴収にあたってはどこの福祉に結びつけるのかなど、市民一人一人の生活実態を詳しく聞き取り、市民生活を支援することを目的に入れ込むべきと考えます。	

Ｐ３ ４．市長の責務	債権管理審査会等の立ち上げを加入する。 現在は庁内検討委員会で検討してきましたが、今後も複数で検討することが大事であるため、有識者も含めた債権管理審査会等を立ち上げることを条文に盛り込む必要があると考えます。	現在、職員で組織する債権管理検討委員会を設置していますので、条例制定後につきましても、この組織を基本とし、市の債権について、庁内の連携、情報の共有等を通じて、債権管理の強化を図っていきます。
Ｐ５ ９．債権の放棄	「市長の権限により債権の放棄ができる」とありますが、債務管理審査会を作り、協議をしたうえで市長が判断する仕組みが必要ではないでしょうか。 市民の生活実態（滞納理由など）を共有し、支援につなげることも必要です。また、一つの課だけの判断を聞いて市長が決めるのも危険です。	
Ｐ４ ８．滞納処分、強制執行、猶予等 Ｐ５ ９．債権の放棄（５）	「相当の期間」とありますが、期間をはっきり書くべきではないでしょうか。「相当の期間」は大変あいまいであり、その時々で基準が違うのはよくありません。八王子市や三原市などは１０年としています。また地方自治法施行令の（免除）は１０年となっています。ずるずる引き延ばすことは生活の立て直しが遠のいてしまいます。	「相当の期間」については、条例又は規則で具体的に規定することとします。 例えば、免除であれば地方自治法施行令と同様に１０年と条例で規定します。
Ｐ５ ９．債権の放棄	第１項に「債務者が著しい生活困窮状態又はこれに準ずる状態にあり、資力の回復が困難で	著しい生活困窮状態については、「生活保護法に基づく保護を受けている場合等」といったよ

（1）	弁済できる見込みがないとき。」とありますが、具体的な放棄の要件が明記されていないことから、統一した事務処理が困難と思われます。 　このことから、第１項は削除することが望ましいと考えました。 　基本的には、すべて法的処理後の放棄が良いのではないでしょうか。	うに具体的な放棄の要件を明確にします。 　また、その他の事項についても放棄できる要件を明確にします。
その他	住宅新築資金等貸付金など、多額かつ返済計画を求めた実績がない場合、計画を出してもらう必要があるのではないかと思います。その時点からスタートすべきではないでしょうか。	債権の種類等により、適用される法令がそれぞれ異なりますので、債権の徴収に当たっては、法令に基づき、適切に対応します。
その他	対象となる債権については、返済計画を立て、例えば納付期限を１０年過ぎてもなお、事実上回収できる見込みがない債権については、債権放棄等の検討をするなど、期限を条例に盛り込むことが必要と考えます。 　また、多額の未収金がある住宅新築資金等貸付金については、返済計画を立てて実行してもらうのはどうか。	